

○福岡女子大学大学院学則(案)

法人規程第 34 号
平成 18 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
 - 第 2 章 入学定員及び収容定員（第 9 条）
 - 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 10 条）
 - 第 4 章 教育方法等（第 11 条—第 17 条）
 - 第 5 章 課程の修了及び学位の授与（第 18 条—第 23 条）
 - 第 6 章 入学、退学及び休学（第 24 条—第 28 条）
 - 第 7 章 除籍及び懲戒（第 29 条）
 - 第 8 章 再入学（第 30 条）
 - 第 9 章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生（第 31 条）
 - 第 10 章 入学考查料、入学料、授業料等（第 32 条）
 - 第 11 章 教員組織（第 33 条・第 34 条）
 - 第 12 章 研究科委員会（第 35 条・第 36 条）
 - 第 13 章 雜則（第 37 条・第 38 条）
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、福岡女子大学学則（平成 18 年法人規程第 33 号。以下「本学学則」という。）第 5 条第 2 項の規定により、福岡女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程及び博士後期課程を置く。

(修士課程の目的)

第 4 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程の目的)

第 5 条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(研究科及び専攻)

第 6 条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名
文学研究科	英文学専攻(博士後期課程)
人文社会科学研究科	言語文化専攻(修士課程)
	社会科学専攻(修士課程)
人間環境科学研究科	人間環境科学専攻(修士課程)

(修士課程の修業年限等)

第7条 修士課程の標準修業年限は、**2** 年とする。ただし、研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 在学期間は、**4** 年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。
- 3 第1項ただし書きの規定により計画的な履修を認められた者の在学期間は、別に定めるところによるものとする。

(博士後期課程の修業年限等)

第8条 博士後期課程の標準修業年限は、**3** 年とする。ただし、研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 博士後期課程の在学期間は、**6** 年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。
- 3 第1項ただし書きの規定により計画的な履修を認められた者の在学期間は、別に定めるところによるものとする。

第2章 入学定員及び収容定員

(定員)

第9条 文学研究科、人文社会科学研究科及び人間環境科学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	英文学専攻			3	9
人文社会科学研究科	言語文化専攻	4	8		
	社会科学専攻	4	8		
人間環境科学研究科	人間環境科学専攻	12	24		
計		20	40	3	9

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(修士課程の授業科目及び単位数)

第11条 修士課程における研究科の専攻別の授業科目及びその単位数は、別表1から別表3までのとおりとする。

2 研究科の定めるところにより、前項の授業科目について、人文社会科学研究科については**30** 単位以上、人間環境科学専攻については**34** 単位以上をそれぞれ修得するものとする。

3 前項に関する取扱いの細則は、別に定める。

(博士後期課程の授業科目及び単位数)

第12条 博士後期課程における専攻別の授業科目及びその単位数は、別表4のとおりとする。

2 研究科の定めるところにより、前項の授業科目について**12** 単位以上を修得するものとする。

3 前2項に関する取扱いの細則は、研究科が別に定める。

(単位の認定)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等の成績により、所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第14条 研究科において教育上特別に必要があると認められる場合には、別に定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(他専攻等の授業科目の履修)

第15条 研究科において必要があると認めるときは、他の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修させ、これを第11条及び第12条に規定する単位とすることができる。

(他大学院の授業科目の履修)

第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、修士課程にあっては**10** 単位、博士後期課程にあっては**4** 単位をそれぞれ超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(留学)

第17条 留学（外国の大学院において、当該専攻の教育課程に関連のある授業科目を履修することをいう。以下同じ。）は期間は**1** 年を限度とし、前条の規定を準用の上、第7条及び第8条に規定する在学期間に算入するものとする。

2 留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、当該課程に**2** 年以上在学し、人文社会科学研究科につ

いては **30** 単位以上、人間環境科学専攻については **34** 単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績をあげた者については、**1** 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、標準修業年限以上在学し、研究科において定められた授業科目を履修し、**12** 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績をあげた者については、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における**2** 年の在学期間に加え、博士後期課程に**1** 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程及び博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「標準修業年限」とあるのは「修士課程における在学期間に**3** 年を加えた期間」と、「修士課程を修了した者にあっては、当該課程における**2** 年の在学期間に加え、博士後期課程に**1** 年」とあるのは「修士課程における在学期間を含み**3** 年」と読み替えて、前項の規定を適用する。

(修士論文及び博士論文の審査)

第20条 修士論文及び博士論文の審査については、学長が別に定める。

(最終試験)

第21条 最終試験については、学長が別に定める。

(学位の授与)

第22条 修士課程並びに博士後期課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	修了課程名	学位名
文学研究科	博士後期課程	博士(文学)
人文社会科学研究科	修士課程	修士(文学、社会科学)
人間環境科学研究科	修士課程	修士(人間環境科学)

(教育職員免許状)

第23条 教育職員免許状取得資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和**24** 年法律第**147** 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和**29** 年文部省令第**26** 号）に基づき、所定の科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

2 取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	種類	教科
人文社会科学研究科	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	英語
人間環境科学研究科	人間環境科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	
栄養教諭専修免許状			

第6章 入学、退学及び休学

(入学、休学、復学、退学)

第24条 入学、休学、復学及び退学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学の期間は、修士課程については通算**2**年を、博士後期課程については通算**3**年を超えることができない。

2 本学大学院の入学時期については、特別に必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず学期の始めとすることができます。

(修士課程の入学資格)

第25条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法第**102**条）
 - (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**1**号）
 - (3) 外国において、学校教育における**16**年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**2**号）
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の**16**年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**3**号）
 - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**4**号）
 - (6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**5**号）
 - (7) 旧制学校等を修了した者（昭和**28**年文部省告示第**5**号第**1**号～第**4**号、昭和**30**年文部省告示第**39**号第**1**号）
 - (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和**28**年文部省告示第**5**号第**5**号～第**12**号、昭和**30**年文部省告示第**39**号第**2**号）
 - (9) 大学院において個別の入学資格審査により認めた者（学校教育法施行規則第**155**条第**1**項第**8**号）
- (博士後期課程の入学資格)

第26条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、**24**歳に達したもの
 - (5) その他研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人)

第27条 入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人については、本学学則の規定を準用する。

(転入学、専攻の変更及び転学)

第28条 転入学又は専攻の変更を志願する者には、選考の上これらを許可することがあ

る。

- 2 前項の場合において、既に修得した科目の単位及び在学年数の認定は、研究科において行うものとする。
- 3 他の大学の大学院に転学を志願するときは、学長の許可を得なければならない。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍及び懲戒)

第29条 除籍及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第32条及び第33条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、本学学則第32条中「第9条」とあるのは「本学大学院学則第7条又は第8条」と読み替えるものとする。

第8章 再入学

(退学者の再入学及び除籍又は退学処分を受けた者の再入学)

第30条 退学者の再入学及び除籍又は退学処分を受けた者の再入学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第34条及び第35条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする

第9章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生

(聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生)

第31条 本学大学院に聴講生、科目等履修生、研究生、外国人特別学生及び特別聴講学生の制度を置く。

- 2 聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人特別学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 3 本学大学院と他大学大学院との間で締結する相互単位互換協定に基づき、授業科目の履修を願い出る者は、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として受講を許可することがある。受講する者は、女子に限らないものとする。

第10章 入学考查料、入学料、授業料等

(授業料等)

第32条 入学考查料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法等については、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第33条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学教授、准教授及び講師の中からこれを充てる。

- 2 必要がある場合は、前項の教員に非常勤の講師を充てることができる。
(研究科長)

第34条 本学研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

第12章 研究科委員会

(研究科委員会)

第35条 本学の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長、研究科担当の教授、准教授及び講師をもって組織する。
(審議事項)

第36条 研究科委員会は、当該研究科に係る次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、再入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
(2) 教育課程の編成に関する事項
(3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
(4) その他研究科の運営に関する重要事項

2 前項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雜則

(準用)

第37条 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(補則)

第38条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この学則の施行の際廃止された福岡女子大学院学則（平成 9 年 3 月福岡県告示第 634 号。以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成**22**年**4**月**1**日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成**23**年**4**月**1**日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成**24**年**4**月**1**日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成**26**年**4**月**1**日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成**27**年**4**月**1**日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡女子大学大学院学則の規定は、平成**27**年**4**月**1**日以降に入学した学生について適用し、平成**27**年**3**月**31**日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学大学院学則の規定は、なおその効力を有する。

別表1 言語文化専攻修士課程

専門科目		英語圏言語文化特別講義III	2
日本言語文化コース		共通科目	
日本語教育特別研究	2	比較文学研究 I	2
音韻・表記特別研究	2	比較文学研究 II	2
日本語文法特別研究	2	世界の中の日本伝統文化	2
日本史特別研究	2	漢字文化圏の比較文化史研究	2
古典文学特別研究 I	2	書物と印刷	2
古典文学特別研究 II	2	総合演習 I	1
古典文学特別研究 III	2	総合演習 II	1
近・現代文学特別研究	2	基本科目	
視覚文化特別研究	2	研究の倫理と方法	2
日本学特別演習 I	2	歴史と社会	2
日本学特別演習 II	2	グローバル社会と英語	2
日本学特別演習 III	2	アカデミックライティング・プレゼンテーション	2
日本学特別演習 IV	2	人文社会統計学	2
日本語教育実習	2	国際研究活動	2
原典講読 I	2	研究指導科目	
原典講読 II	2	修士特別研究	8
日本語学特別講義	2		
漢文学特別講義	2		
国文学特別講義	2		
英語圏言語文化コース			
英語圏文学と文化特別研究 I	2		
英語圏文学と文化特別研究 II	2		
英語圏文学と歴史特別研究 I	2		
英語圏文学と歴史特別研究 II	2		
英語と文化特別研究 I	2		
英語と文化特別研究 II	2		
英語と歴史特別研究 I	2		
英語と歴史特別研究 II	2		
英語圏文学・言語とジェンダー特別演習	2		
西欧文化史特別研究	2		
英語圏言語文化文献講読 I	2		
英語圏言語文化文献講読 II	2		
英語圏言語文化文献講読 III	2		
英語圏言語文化文献講読 IV	2		
第二言語習得概論	2		
英語圏言語文化特別講義 I	2		
英語圏言語文化特別講義 II	2		

別表2 社会科学専攻修士課程

専門科目		
国際産業社会コース		
産業社会解釈特別研究	2	
東アジア人口論特別研究	2	
マクロ経済学特別研究Ⅰ	2	
マクロ経済学特別研究Ⅱ	2	
ミクロ経済学特別研究Ⅰ	2	
ミクロ経済学特別研究Ⅱ	2	
国際経済学特別研究Ⅰ	2	
国際経済学特別研究Ⅱ	2	
経営学特別研究Ⅰ	2	
経営学特別研究Ⅱ	2	
国際経営特別研究	2	
人間関係論特別研究	2	
国際関係コース		
国際関係論特別研究Ⅰ	2	
国際関係論特別研究Ⅱ	2	
国際法特別研究Ⅰ	2	
国際法特別研究Ⅱ	2	
比較憲法学特別研究	2	
国際関係史特別研究Ⅰ	2	
国際関係史特別研究Ⅱ	2	
政治哲学特別研究	2	
グローバル協力論特別研究Ⅰ	2	
グローバル協力論特別研究Ⅱ	2	
国際社会学特別研究Ⅰ	2	
国際社会学特別研究Ⅱ	2	
ジェンダー特別研究	2	
比較社会特別研究	2	
比較地域文化特別研究	2	
中国現代文学と文化特別研究	2	
共通科目		
国際演習Ⅰ	1	
国際演習Ⅱ	1	
基本科目		
研究の倫理と方法	2	
歴史と社会	2	
グローバル社会と英語	2	
アカデミックライティング・プレゼンテーション	2	

別表3 人間環境科学専攻修士課程

専門科目		
環境自然科学領域		
無機化学特論	2	
物理化学特論	2	
環境物理学特論	2	
分子分光学特論	2	
環境自然科学特別演習 I	2	
環境有機化学特論	2	
環境反応化学特論	2	
環境生物化学特論	2	
生活材料加工学特論	2	
生活材料化学特論	2	
環境自然科学特別演習 II	2	
細胞機能学特論	2	
環境生理学特論	2	
発生生物学特論	2	
環境自然科学特別演習 III	2	
進化遺伝学特論	2	
環境生物学特論	2	
環境自然科学特別演習 IV	2	
生物情報学特論	2	
環境自然科学特別講義 I (物質系)	2	
環境自然科学特別講義 II (生命系)	2	
栄養健康科学領域		
栄養学特論	2	
栄養学特別演習	2	
食品学特論	2	
食品学特別演習	2	
調理科学特論	2	
調理科学特別演習	2	
生物化学特論	2	
生物化学特別演習	2	
栄養生理学特論	2	
実践栄養学特論	2	
実践栄養学特別演習	2	
人体生理学特論	2	
人体生理学特別演習	2	
食品衛生学特論	2	
食品衛生学特別演習	2	
臨床栄養学特論		2
臨床栄養学特別演習		2
公衆衛生学特論		2
公衆衛生学特別演習		2
運動生理学特論		2
国際食流通学特論		2
国際食流通学特別演習		2
臨床栄養師特別研修 I		2
臨床栄養師特別研修 II		2
臨床栄養師特別研修 III		2
環境マネジメント領域		
生活環境衛生学特論		2
住環境学特論		2
環境デザイン学特論		2
環境マネジメント特別演習 I		2
生活環境管理学特論		2
環境マネジメント特別演習 II		2
環境政策学特論		2
環境経済学特論		2
環境マネジメント特別演習 III		2
環境統計学特論		2
環境情報学特論		2
環境マネジメント特別演習 IV		2
生活環境生理学特論		2
人間工学特論		2
環境エネルギー学特論		2
環境マネジメント科学特別講義 I (環境生活系)		2
環境マネジメント科学特別講義 II (環境政策系)		2
基本科目		
人間環境科学特論		2
人間環境科学特別演習		2
研究科共通科目		
国際研究活動		2
国際インターンシップ		2
専門職特別研修		2
特別研究		10

別表4 英文学専攻博士後期課程

英文学特殊研究演習 I (エリザベス朝文学、英國近・現代詩)	4
英文学特殊研究演習 II (エリザベス朝文学、英國近・現代詩)	4
英文学特殊研究演習 III (英國近・現代小説)	4
英文学特殊研究演習 IV (英國近・現代小説)	4
英文学特殊研究演習 V (英國演劇)	2
米文学特殊研究演習 I (米国近・現代小説)	4
米文学特殊研究演習 II (米国近・現代小説)	4
米文学特殊研究演習 III (米国近・現代文学、批評理論)	4
米文学特殊研究演習 IV (米国近・現代文学、批評理論)	4
英語学特殊研究演習 I (英語統語論)	4
英語学特殊研究演習 II (英語統語論)	4
英語学特殊研究演習 III (中英語統語論)	4
英語学特殊研究演習 IV (中英語統語論)	4
英語学特殊研究演習 V (社会言語学)	2
特殊総合演習	4

○公立大学法人福岡女子大学大学院研究科委員会規則

法人規則第38号
平成21年2月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡女子大学大学院学則（平成18年法人規程第34号）第36条に基づき、研究科委員会の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、当該研究科に属する教授、准教授及び講師の全員をもって組織する。

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、当該研究科に係わる次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、再入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他研究科の運営に関する重要事項

(会議)

第4条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長は、研究科委員会を招集するときは、研究科委員会の日時及び議題を開会の3日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

3 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を代行する。

4 研究科委員会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

5 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 留学、出張その他の理由により、引続き2カ月以上研究科委員会に出席できない者があるときは、その期間、その者を構成員の員数から除外することができる。

7 議長は必要があるときは、構成員以外の職員を会議に出席させることができる。

(議事録)

第5条 研究科長は、研究科委員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(事務担当)

第6条 研究科委員会に関する事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要なことは別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。